

さいたま市告示第1078号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、北区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
L 第 1 3 8 5 号 線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2481 番 20 地先 さいたま市緑区大字三室字北宿 2481 番 21 地先	4.00	109.86
L 第 1 3 8 6 号 線	さいたま市緑区大字三室字大古里 751 番 2 地先 さいたま市緑区大字三室字大古里 751 番 12 地先	4.00	90.42
1 2 9 7 1 号 線	さいたま市北区今羽町 113 番 8 地先 さいたま市北区今羽町 113 番 18 地先	5.00	68.24
1 2 9 7 2 号 線	さいたま市北区土呂町 1430 番 14 地先 さいたま市北区土呂町 1430 番 24 地先	4.00	69.29
2 2 6 2 2 号 線	さいたま市見沼区大字中川字天神 601 番 9 地先 さいたま市見沼区大字中川字天神 601 番 10 地先	5.00	55.48
3 2 9 8 1 号 線	さいたま市北区日進町三丁目 685 番 15 地先 さいたま市北区日進町三丁目 685 番 14 地先	4.00	64.98